

承認第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月12日 提出

京田辺市長 上村 崇

記

京田辺市税条例の一部を改正する条例

(提案理由)

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行ったので、報告し、承認を求めるため、提案するものである。

## 専 決 処 分 書

### 京田辺市税条例の一部を改正する条例

京田辺市税条例（平成8年京田辺市条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

上記のことについては、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をするものとする。

令和7年3月31日

京田辺市長 上村 崇

## 京田辺市税条例の一部を改正する条例

京田辺市税条例（平成8年京田辺市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項に次の1号を加える。

（5） 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にか

かわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の京田辺市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

#### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 京田辺市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超える、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 略</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超える、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超える、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	二輪車の車両区分の見直しに伴う改正及び引用条項の整備
<p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(種別割の減免)</p> <p>第89条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	二輪車の車両区分の見直しに伴う規定の追加
<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～22 (略)</p> <p>23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とす</p>	<p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～22 (略)</p> <p>23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とす</p>	引用条項の整理

## 京田辺市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>る。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27及び28 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2~13 (略)</p> <p>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</p> <p>15及び16 (略)</p>	<p>る。</p> <p>26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27及び28 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2~13 (略)</p> <p>14及び15 (略)</p>	減額申告手続きの見直しによる規定の新設